

◇「マナーインストラクター認定試験」を創設◇

本協会では、最近における社会や企業などからの「マナー教育」指導者養成のニーズに対応することを目的とし、マナーインストラクター認定試験を創設いたしました。

この認定試験は、会員校の卒業生で本協会の上級秘書士、秘書士（秘書士（国際秘書）、秘書士（メディカル秘書）を含む。）、上級ビジネス実務士、ビジネス実務士の資格取得後5年以上の実務経験のある方を対象としています。

また、マナーインストラクター認定試験は、一定の要件を満たして本協会から認定を受けた大学（短期大学を含む。）が行います。その試験は①書類審査②面接審査③実技審査④実習審査の4段階にわたって行われ、その試験に合格した者に、本協会から認定証が授与されます。

なお、「マナーインストラクター認定試験に関する規程」は平成22年7月1日から施行されます。